

保 幼 発 第 0 0 0 9 1 0 号
令和 4 年 (2022 年) 2 月 10 日

事業主 様

熊本市長 大西 一史
(保 育 幼 稚 園 課 扱 い)
(公 印 省 略)

家庭での保育のための従業員の休暇の取得について (依頼)

日頃から本市の教育・保育行政に御理解と御協力を賜り、心より感謝申し上げます。
保育所等の対応については、国の方針に基づき、感染防止対策を徹底しつつ、市内の保育所等は原則開所としております。

しかしながら、現在、保育所等におきましては、新型コロナウイルス感染症の感染者数も多く、休園も続いていることや、令和 4 年 (2022 年) 2 月 10 日付で政府による「まん延防止等重点措置」の期限が延長される見込みであることから、感染者数が減少に転じるよう対策を一定期間継続させることが必要であると考えております。

このような状況を踏まえ、保育所等への登園自粛要請期間を 3 月 6 日まで延長することといたしました。

この取り組みを推進させるためには、事業主の皆様のご協力が欠かせません。

感染拡大防止という趣旨をご理解いただき、テレワークの活用の促進及び従業員の方から、家庭での保育のため休暇取得の申請があった場合の特段の配慮について、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、厚生労働省では、子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給 (賃金全額支給) の休暇 (労働基準法上の年次有給休暇を除く) を取得させた事業主に対し「小学校休業等対応助成金」制度を再開しており、令和 4 年 (2022 年) 3 月 31 日まで延長されておりますので、是非、ご活用いただきますようお願い申し上げます。



厚生労働省ホームページ

問い合わせ先
熊本市健康福祉局 保育幼稚園課
電話：096-328-2568